

矢上幼稚園 幼児教育無償化について

①無償化の範囲

3 歳から 5 歳までの全ての子ども、及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもがその対象となり、幼稚園、保育所、認定子ども園の保育料が無償化(負担低減)されます。

※給食費、バス代、施設整備費、創才活動費、制服代、用品代などは無償化の対象になりません。

②給食費について

◎1号認定、2 号認定のお子様は実費徴収となります。

・1号認定:4000円(主食代+副食代+牛乳代として)/11 ヶ月(8月を除く)

※年収 360 万円未満相当の世帯、全所得階層の第 3 子以降(小学校 3 年生から数えて第 3 子以降)の給食費については、給食費が主食費(ごはん・パン)と副食費(おかず)に分けられ、副食費が免除(無料)となります。

・2号認定:5800円(主食代+副食代+牛乳代+おやつ代)/12 ヶ月

→これまで、副食費は保育料に含まれていましたが、実費徴収となるため、副食費も含む給食費を納めていただくことになります。1号認定より食べる回数が多く、おやつ代も含むため、1号認定の給食費と金額が違います。

※おやつ前にお迎えのお子様も給食費は変わりませんので、ご了承ください。

◎3号認定のお子様の給食費はこれまで通り保育料に含まれています。

③1号認定のお子様で、預かり保育(けやきっこ)を利用の方

「保育の必要性」が認められる場合、預かり保育料金日額 450 円、月額最大 1.13 万円までの範囲で補助を受けることができます。→「保育の必要性の認定」を受けないと補助の対象となりません。

保育の必要性とは...

①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④親族の介護・養護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV
⑨育児休業の継続入所 等 ※詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。

※預かり保育(けやきっこ)料金の減額補助をご希望の場合、「保育の必要性の認定」に関する申請が必要です。ご希望の方は、入園面接時にご相談ください。